

札幌大谷大学同窓会会費納入に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、札幌大谷大学同窓会会則（以下「会則」という。）第6条に基づき、同窓会会費の納入に関し、必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会則第6条に定める会費の金額は、次のとおりとする。

区 分	平成26年4月1日以前の入会者	平成26年4月1日以降の入会者
入会金	10,000円	10,000円
終身会費	20,000円	20,000円
年会費	1,000円	—

(会費の納入)

第3条 会費の納入については、次に定めるところによる。

- 2 前条の入会金は、準会員となろうとするときに納入する。
- 3 平成26年4月1日以前の入会者は、前条に定める終身会費を納入するか又は会計年度毎に年会費を納入する。
- 4 平成26年4月1日以降の入会者は、前条に定める終身会費を正会員になろうとするときに納入する。

(会費の返還)

第4条 既に納入した会費は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、準会員が会費納入後に正会員とならなかったときは、入会金を除く会費を返還する。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、役員会の議を経て総会で決定する。

附 則（平成26年5月24日総会）

- 1 この細則は、平成26年5月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この細則の施行の際現に準会員であって、すでに会費の一部又は全部を納入している会員の会費は、なお従前の例によることとし、第3条第3項の規定にかかわらず、正会員となつてから5年の期間の会費の納入は免除する。
- 3 この細則の施行の際現に正会員であって、正会員となつてから6年未満の会員は、第3条第3項の規定にかかわらず、正会員となつてから5年の期間の会費の納入は免除する。
- 4 前2項の適用を受ける会員は、正会員となつてから、5年経過後に第2条に定める終身会費を納入又は会計年度毎に年会費を納入するものとする。